

第 2 回 武蔵野市における
地上部街路に関する話し合いの会

第 1 回「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」議事録

会場：武蔵野市商工会館 市民会議室

日時：平成 21 年 8 月 19 日（水曜日） 19 時～21 時 10 分

発言者の氏名は敬称略

（事務局）

第一回武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会を開催いたします。

私は事務局を担当いたします東京都都市整備局外かく環状道路担当の村瀬と申します。

どうぞ、宜しくお願いいたします。

開会にあたりまして、事務局よりお知らせとお願いがございます。

この話し合いの会は、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。

なお、会場の都合上、21 時に終了とさせていただきます。

既にお願ひしているところではありますが、携帯電話はマナーモードにするか電源をお切りいただきますよう、お願いいたします。

傍聴者の撮影、録音につきましては、会議中にご遠慮いただきますよう、お願いいたします。

また、会議中は進行の妨げとなりますので、私語や拍手は謹んでいただきますよう、お願いいたします。

報道機関の方にはお願いいたします。この話し合いの会の取材は可能ですが、カメラ撮影につきましては、次第 2 の主催者挨拶が終わるまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

6 月 1 日から 9 月 30 日までの間につきまして、省エネルギー、地球温暖化防止に対する取り組みとしまして、軽装による執務を実施いたしております。

本日の話し合いの会におきましても、行政側の出席者はネクタイと上着の着用をしておりません。ご理解くださいますよう、お願いいたします。

それでは開会にあたりまして、東京都都市整備局都市基盤部長兼外かく環状道路担当部長の座間からご挨拶をさせていただきます。

（座間）

皆さん、こんばんは。ただいま紹介いただきました東京都都市整備局都市基盤部長兼外かく環状道路担当部長の座間でございます。

日ごろより、東京都の都市整備事業にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

ご案内のとおり、外環の地上部街路であります、外環の 2 でございますが、高架の高速道路を収容する空間を確保するとともに、自動車交通の処理、防災性の向

上、環境の確保、ライフラインの収容等、多様な機能を発揮するなど、地域のまちづくりに寄与することを目的に昭和41年に東京の都市計画道路のネットワークの1つとして、都市計画決定されたものでございます。

平成19年に外環本線の都市計画を高架方式から地下方式に変更いたしましたけれども、地上部街路につきましては、昨年の3月に検討の進め方を公表いたしました。環境・防災・交通・暮らしと、この四つの視点から、廃止を含めまして、この道路の必要性やあり方について、広く意見を聴きながら、検討を進め、東京都としての方針を取りまとめたいという事にしていきます。この一環といたしまして、本年4月に公表いたしました、対応の方針を踏まえまして、武蔵野市における地域住民の方々との話し合いの場として、武蔵野市、国土交通省のご協力をいただきまして、地上部街路に関する話し合いの会を設けることといたしました。この会はPI委員、関係する三つのコミュニティの代表者の方々、それと公募によります10名の地域住民の方々によりまして、構成されておりますけれども、皆様方から地上部街路につきましては、忌憚のないご意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

本日は、この会の進め方や、地上部街路の概要などにつきまして、説明させていただきますけれども、今後とも話し合いに必要な資料やデータなどを使いながら有意義な話し合いの場にしてまいりたいと思っております。どうぞ、宜しくお願いいたします。

(事務局)

ここで、部長の座間は公務の都合上、退室させていただきます。

報道機関の方々にご案内いたします。

カメラ撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。

続きまして、この話し合いの会の進行を担当していただきます、司会者を紹介いたします。

武蔵野市の元技監でいらっしゃいます、井上良一さんでございます。

設置要綱で司会者は構成員以外から事務局が選定することといたしております。

井上さんにおかれましては、在職中から長きにわたりまして、外環に携わっていらっしゃいました。地域の状況などについて熟知されていまして、この話し合いの会の開催にあたって、司会者にふさわしい方として、事務局からお願いしております。それでは、以降の進行につきましては、井上さんをお願いいたします。

(司会)

皆さんこんばんは、井上と申します。宜しくお願いいたします。

今年の3月までは、市の方から外環道につきまして、いろんな形で関わらせていた

できました。3月に定年退職しましたので、今回は中立公正という立場のなかで司会を務めさせていただきます。

是非、皆様のご協力をいただきまして、会がスムーズに、また議論が深まるように宜しく願いしたいと思います。

それでは、お手元に配布しました次第に沿って、議事を進めてまいりたいと思います。

(西村)

ハイ

(司会)

ちょっと待ってください。色々な形で出てくるとは思いますが、当面この次第に沿って進めさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(西村)

最初のところでお願いします。外でお待ちの傍聴者の方を入室するよう要望します。

(司会)

4番目の話し合いの会の運営要領に出てきますので、その説明が終わった後で皆様にお諮りしたいと思います。

(古谷)

説明の前に運営要領を決めるのが順序だと思います。そちらの討論を先にしてください。

(糸井)

それは駄目だよ司会者。発言に対する返答はしなくては。

(司会)

ですから私は、4番目の説明をして行います。

(小林)

まず自己紹介して、その後先ほどの議論にすべきでしょう。

(糸井)

それでは遅いと思っているから手を挙げている。

(司会)

構成員の皆様の自己紹介ですから、次に運営要領があるわけですから、その中で議論させていただきたいと思います。

それでは、次第に沿って行っていきますので、ご協力お願いします。

では、自己紹介は P I 委員の濱本さんがお願いします。

(濱本)

南町 3 丁目の濱本でございます。

武蔵野市を代表して P I 委員をやっております。

(井部)

吉祥寺東コミュニティ協議会の井部でございます。

(泉)

本宿コミュニティセンターの泉でございます。

今、3 丁目に住んでおります。

(河田)

南町コミュニティセンターの河田でございます。

(古谷)

公募から選ばれました東 1 丁目の古谷でございます。

(大島)

公募でくじにあたりました東町 3 丁目の大島と申します。

現在の場所に昭和 26 年から住んでおります。

この際、意見を申し述べていきたいと思っております。

(西村)

公募の西村です。南町コミュニティセンターでは、道を考える会ということで外環と長いこと関わってきました。むさしの地区外環問題協議会の事務局もしております。

(田徳)

公募で来させていただきました、南町 2 丁目の田徳と申します。

(糸井)

公募であたりました南町 3 丁目の糸井と申します。

一言申したいのは、司会が始めますと言った後に手を挙げたことは皆さんの自己紹介をする前に議論をしたいと、議題を出したいということで手を挙げたのです。なので、当然、それは聞くべきだし、それに対して反論があれば反論を出すべきだと思います。今、出された意見というのはまったくの同意見で、外に待っている人っていうのは、これだけ重要な議論をするのに最初から聞きたいというのは当たり前のことで、それは公開原則の立場に立てばごく自然な流れとして、最初から聞かせてあげるべきだし、聞いてもらう責任もあるかと思います。ですので、外に 1 分でも 1 秒でも待たせておくのは、非常に失礼にあたると思います。是非、早い採決なり、議論なりをしていただきたいと思います。

(城戸)

公募地域住民の城戸毅です。南町 4 丁目の苗木畑公園の入り口のところに 50 年くらい住んでおりますが、予定地に直面します、直接接する位置にあります。

(佐野)

南町 4 丁目の佐野です。

(小林)

南町 5 丁目の小林でございます。できるだけ、冷静で真摯な議論を通じて、私もどうしたらいいのか、的確に判断していきたいということで公募しました。

(佐藤)

南町 5 丁目から公募の佐藤と申します。元国鉄の建設局系で東北新幹線とかで用地買収を 30 年くらい行ってきましたので、今日はじっくりと、どういうやり方を、事業を行うのか又必要性についてお聞きしたいと思ってきました。

(恩田)

武蔵野市都市整備参事の恩田と申します。

(檜山)

武蔵野市都市整備部長の檜山と申します。

(森)

国土交通省東京外かく環状国道事務所の建設監督官をしております森といいます。

(和田)

国土交通省東京外かく環状国道事務所で調査課長をしております和田と申します。

(香月)

東京都都市整備局都市基盤部の外環担当をしています、香月と申します。

(土屋)

東京都都市整備局外かく環状道路担当副参事であります、土屋と申します。

(司会)

有難うございました、それでは 4 番目の武蔵野市における地上部街路の話し合いについて、それと、お手元に配布しました資料の確認等につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

本日、お配りしました資料の確認をさせていただきます。

(河田)

司会。先ほど、議事運営について動議が出されました。決まった状況を。

(司会)

この話し合いの会のなかで運営要領がございますので、その中で検討させていただきたいと思います。

(河田)

その前に議事運営についての動議というのはすべてにおいて優先して審議されなくてはならない事項ではないでしょうか？

(司会)

では、動議も出されておりますので、まずは運営要領を説明し、皆様とご議論をいただきたいと思います。

(河田)

そうではなくて、傍聴の外にいる方を中に入れるか入れないか、動議を出した方もう一度説明してください。

(西村)

最初に発言した私は、運営要領を順に追ってではなく、傍聴の件を頭でやっていただければ、それで結構です。このところで、傍聴の件をお諮りください。

(司会)

この話し合いの会の中に運営要領がございますので、その 1 つとして傍聴の件を緊急動議がだされましたので、ここで議論させていただきたいと思います。まず、その部分だけ説明願います。

(事務局)

資料の 3 でございますが、傍聴に関する事項でありますけども、第 3 条運営のところでございます。読み上げますと、「傍聴は武蔵野市民に限り可能とする。ただし、会場の都合等により、人数を制限する場合がある。その場合は先着順に傍聴者を決定する。」とございます。

(糸井)

外環問題というのは、武蔵野市内だけではなく、他地区も通っているわけです。したがって、いろんな影響をこうむるのは武蔵野市だけではなく、隣の三鷹市や練馬区、杉並区にも影響するのですから、それぞれの皆さんの生活もかかっていますし、命もかかってくる問題だと思うので、他の地区からわざわざ来られる方は、それなりに自分のところを心配しているのですから、そういう方も聞く権利はあると思います。武蔵野市民だけではなく、希望者は原則全員入っていただくということをご提案いたします。もし、人数が多すぎて、立ち見になるときはそうしてもらいか、あらかじめ人数が増えることが見えているのなら、会場をそれだけ広くすればいいだけの話ですから、そのように提案します。

(司会)

今、武蔵野だけではなくて、関係する他の住民の方々の傍聴を認めるべきだという発言がありましたので、東京都から回答をお願いします。

(土屋)

この要綱を作成するにあたって、今回開催をさせていただきましたのは、武蔵野

地域におけるということで、外環につきましては、4つの区市に計画がされています。今後、各区市で、形態は同様かどうかはわかりませんが、各区市で話し合いの場を設けていきたいと考えております。今回の武蔵野地域で行うということで、1つは市で行うことができます。いずれにせよ、市民の方を優先的に傍聴していただく必要があるかと思っております。

今日はたまたま席に余分があるということ、この会場が毎回確保できるとは限りません。したがって、そういうことを考慮しまして、市民の方という形で考えさせていただいたということがございます。なお、今回の資料、議事内容につきましては、ホームページや閲覧などでごらんいただける形は作っていきたいと思っています。

(古谷)

今の説明では拒否する理由にはならないのではないのでしょうか？他にもチャンスがあるからだけでは、今日来ている方々を拒否する理由は、スペースもあるわけですので、積極的な理由にはならないと思います。論理的ではないです。

(土屋)

拒否しているということではなくて、皆様のご意見によった形で決めていただければと思いますが、こちらの当初の考えとしては今申し上げたようなことだと思います。

(小林)

傍聴したいという方は、していただいた方がよいかと思えます。ただ、このメンバーで議論していくわけですから、議論の邪魔にはならないように、傍聴人だという意識でオーケーするのは正しいことだと思います。やはり、傍聴の方に意見を求められていない限りは、発言はすべきではないと。そうでないと真摯で冷静な議論ができないと思います。それができるなら賛成ですが、先ほどのように傍聴の方が色々とお話するのは、やはりそれはおかしいことであると思います。

(司会)

有難うございました。

(糸井)

会場がここだけとは限らず、もう少し小さい場合に武蔵野市民が入れなくて、あふれてしまう可能性もあるということで、すべてを入れるというのではなく、少し修正をして、再提案させていただきます。優先して武蔵野市民で傍聴してもらおう。同時に外部の人も入っていただくけども、最高10人までとか、2割までとか

多少の制限をもうければよいかと。

(司会)

いろいろ意見はありましたが、東京都から説明がありましたように、ここの委員の皆さんで決めてくださいという形の回答がありましたので、ここを見る限り、会場もまだ空いているので、ただ、これから武蔵野市民の方がくるという想定もありますので、そのような形の中で、当面、今日に限っては外にいる他区市の方の傍聴を認めるということ、それか、会場の都合等によりまして、武蔵野市民を優先し、もしも空いていれば他区市の傍聴も認めるという、この二つでいきたいと思いますが、いかがでしょうか？

(田徳)

小林さんと同意見です。傍聴されたい方は傍聴するというのが正しいと思います。あと、追加していただきたいのは、不規則発言の禁止の徹底と、それを破った場合の注意と、できれば即退席ということを守っていただきたいと思います。

(司会)

武蔵野市民の優先と、会場の都合によって他区市の方の傍聴を認めると。それともう一つは傍聴者に対しての不規則発言の禁止と、それを守らなかったときは即時の退場ということでいかがでしょうか。

(濱本)

それは今日だけの話ではないですね

(司会)

運営要領もありますので、要領のなかでそのような形でどうかということではかせていただければと思いますが。

(河田)

今日だけということで。運営要領は、外にいる方が中に入って、皆さんの前で議論しましょう。

(司会)

この動議につきましては、今日だけの問題でということでもよろしいでしょうか？

(多数)

異議なし

(司会)

では、引き続き、武蔵野市における地上部街路の話し合いの会についての説明を事務局からお願いします。傍聴者が入ってからお願いします。

(大島)

私どもは、夜を徹して議論してもという気構えで来ているのですが、21時までというのはあまりにも短いと思います。しかも、この傍聴者の問題だけですでに四分の一の時間が経過しているわけです。その辺、延長はできないのかご検討いただきたいのですが。

(司会)

会場の都合で10時までには退出しなければいけませんので、9時までとさせていただきます。

(古谷)

今のままなら、今日の予定は無理だと思しますので、次回に繰り延べするという事で。多分、要領だけで終わってしまうかと思えます。

(司会)

議題は7までありますが、議論の状況によっては次回以降に繰り越しになるという形もあわせて、お願いしたいと思えます。他区市から来られた傍聴の方に申し上げますが、傍聴につきましては、不規則発言は徹底して、やめていただきたいと思えます。もし、不規則発言がございましたら、その場で退場となりますので、ご協力お願いいたします。

それでは、4番目の武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会について、事務局から説明がございます。

(事務局)

まずは、資料の確認をします。お手元の封筒のなかにまとめて入れてございます。まず、1枚目は次第、そして資料にナンバーが右上にふってあるものが1番から6番までございます。最後でございますが、武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会構成員として、名簿を添付してございます。以上、8種類の資料が配布いたしておりますけども、足りない方はいらっしゃいますでしょうか？なお、名簿につきましては、現時点でテーブルにおつきの構成員の方のみに配布してございます。ここで、構成員の方に確認をしたいのですが、こちらの名簿につきましても公表という形をとらせていただいても宜しいかどうかと。

(司会)

今日の構成員の皆さんの名簿を公表する形で提案されていますが、いかがでしょうか？

(糸井)

問題ありません。

(事務局)

後日、ホームページで掲載することでも宜しいでしょうか？

(糸井)

どんな形でもぜんぜん問題ありません。

(司会)

それでは、公表という形のなかで進めさせていただきます。

(事務局)

傍聴の方に関しては、お帰りの際、受付に寄っていただければお渡しさせていただきますので、宜しくお願いいたします。

では、次第 4 の武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会についてということでございますので、ご説明させていただきます。

資料につきましては、1 番から 5 番でございます、まず、設置要綱と募集要項、運営要領案についてご説明いたします。資料の 1 番が設置要綱でございます。この設置要綱は、この話し合いの基本的な事項を定めたものであります。第 1 章でこの話し合いの会の設置目的を定めております。読み上げさせていただきます。

東京都はこれまで外環本線を地下化した場合の地上部街路(外環の 2)について現在の都市計画区域を活用して道路と緑地を整備、都市計画の区域を縮小して車道と歩道を整備、代替機能を確保して外環の 2 の都市計画を廃止という 3 つの考え方を提示してきた。平成 20 年 3 月には、外環の地上部の街路について(検討の進め方)を公表し、地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する方針をまとめていくこととした。この一環として、地域住民の意見を聴くため、東京都は武蔵野市や国土交通省の協力を得て、武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会を設置する。としております。その他に、第 2 条で構成、第 3 条で事務局、第 4 条で位置づけ、第 5 条でその他について定めております。この設置要綱の第 5 条におきまして、設置要綱に定め

るものの他、地上部街路に関する話し合いの会の運営に関し必要な事項は運営要領で定める。それから、地域住民の公募方法は、募集要項で定めることとしております。

続きまして、資料 2 の募集要項をご覧ください。武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会の開催にあたりまして、地域住民の公募方法について、必要事項を定めることを目的としております。この募集要項で、募集範囲、募集人数、周知方法、応募方法、選出方法について定めております。選出方法は、応募者が募集人数を上回った場合は、抽選を実施し、話し合いの会の構成員を選出し、抽選は抽選会の参加を希望する応募者の立会いのもとに実施することを定めております。この話し合いの会の参加者募集にあたりましては、設置要綱及び募集要項を定めて、参加者募集を行ったものでございます。

資料 3 の運営要領の案につきましてご説明させていただきます。運営要領は話し合いの会の運営に関しまして、設置要綱に定めのないものについて定めるものであります。第 1 回の話し合いの会にあたりまして、事務局が案としてお示しいたしまして、皆様のご意見をお聴きした上で決定したいと考えております。第 1 条は目的でございます。この運営要領は話し合いの会の運営に関し、必要な事項を定める。第 2 条としまして、進行に関することでございます。司会者は公正中立な立場で地上部街路に関する話し合いの会を進行する。構成員は、話し合いの進行に協力し、司会者の指示に従うものとする。なるべく多くの構成員の発言ができるよう、発言者は要旨を簡潔にまとめて一回の発言時間はおおむね 3 分以内とするものとする。構成員及び傍聴者は、地上部街路に関する話し合いの会の運営を妨害するなど、悪質な行為をしてはならない。でございます。第 3 条ですが、運営に関する事項を定めております。1 つ目ですが、公募によって選出された地域住民が、参加を辞退する場合、欠員補充は行わない。また、地上部街路に関する話し合いの会を欠席する場合、代理の出席は認めない。コミュニティ協議会の委員長が参加できない場合、副委員長が代理出席できるものとする。構成員が地上部街路に関する話し合いの会を欠席する際には、事前に事務局宛に意見を書面で提出することができる。この場合、事務局は提出された書面を地上部街路に関する話し合いの会において、配布するものとする。傍聴は、武蔵野市民に限り可能とする。ただし、会場の都合等により、人数を制限する場合もある。その場合は先着順に傍聴者を決定する。議事要旨及び配布資料は、東京都、武蔵野市の窓口に備え付け、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。事務局は地上部街路に関する話し合いの会の運営に関する事項を所掌する。4 つございまして、会場設営、資料作成、議事要旨作成、その他でございます。事務局は次回の地上部街路に関する話し合いの会に使用する資料を、事前に構成員に送付する。構成員は、当日の話し合いに関連する資料を提出することができる。この場合、構成員

は、話し合いの会の前日までに、事務局に到達するように送付するものとして、事務局は当日構成員に配布する。第 4 条その他でございますが、この運営要領に定めのない事項は事務局が地上部街路に関する話し合いの会に意見を聴いた上で決定する。以上でございます。

なお、この運営要領につきましては、皆様のご意見を伺った上で、決定していきたいと考えております。

もう 1 つ、この運営要領に記載しておりませんが、個人の自由な発言を確保するため、議事要旨の公表に際しまして、発言者のお名前は、個人を特定しない形式とすることを事務局としましては考えております。こちらにつきましても、ご意見をいただきたいと思っております。以上でございます。

(司会)

今、資料 3 までありましたが、ここまででご意見、ご質問等、お願いいたします。

(古谷)

設置要綱からですが、こちらに応募するのに最後まで迷ったのですが、意見を聴くというのは、いったいどういったことなのでしょう？

というのも、外環本線の P I の時の経験でもって、言った意見が意味のわからんような形で発表されている。さらにいろいろ言った意見が要旨といった言葉でもって、発言があったことだけで、内容は書かれていない。そういうこともあって、非常に悩みました。そういう意味では、この問題に対してもっと切実に考えておられる方々への応募されるチャンスを失うのではないかと、実際に選出されて、本当に切実に考えられている方もいらっしゃいます。そういう点で、意見を聴くというのがどういったことなのか教えてください。この資料の一番上に書かれている、意見を聴くこと自体が何のことか分からない、つまり、必要性を検討するためのデータを公表するために、私たちの意見がどういった形で使われるのか、私たちの意志に反した使われ方はしてほしくないです。

もう一つは、東町 1~3 丁目まででたった二人だけしかいません。住民は何人いらっしゃいますか？そのなかのたった二人だけの意見が、公平な住民の意見なのか、ますます私自身は、運営に対して疑問があって、この街路の計画に対して意見として言いにくくなってしまふ。

まず、一から三丁目までの私の関連しているところに何人いるのかお聞きしたい。

(司会)

まず、一点目の意見を聞くというのはどういったことなのか？

二点目は、東町 1~3 丁目です。これはどういうことなのか？

(土屋)

今回の話し合いにあたっては、皆様のご意見を伺いたいということで申し上げておりますが、具体的には、今後、東京都の中では環境や交通、暮らし、防災という観点でこの外環の意義として話し合いをしていただきたいと。そのなかで必要な資料やデータは、順次こちらで作成、用意します。

(古谷)

今、意義とおっしゃったが、メリット・デメリットではないのですか？

(土屋)

この話し合いのなかでは、必要性・あり方と謳っておりますので、その必要性のなかで、整備をすることによって、どういう効果があるか。整備をしなかったときの影響も同時に議論していくということでございます。

(恩田)

人数等につきましては、事前には調べましたが、手元には今ないので、また、別途ご報告させていただきます。

(土屋)

今回の枠組みの人数の関係のお話ですが、各協議会からも人数等について要望は承っておりますが、いずれにしても、会場等の都合により、一定の時間の中で話をさせていただくといったことがございます。同時に、意見交換あるいは互いの話し合いで、全体として、20名程度がふさわしいのではないかと思ひ、今回地元の方々につきましては、各ブロックごとに、外環が直接かわる町丁については、エリアを小さくして、結果的には少し厚くなることになるのですが、そんな形で2名とさせていただいております。

(司会)

今の件で何かございますか？

(古谷)

やはり、会をする以上、人数が少なく、代表性がない意見を聴いて、それでできましたというのは、目的には反しているのでは？

20名程度ということ自体がですね、少なくとも1万を超えるなかのたった二人、私自身は外環からは、おそらく400mくらい離れているところに居る、その私の意見が、そのまま取り上げられたら、それがこの会の意味になるのかどうか疑問で

す。代表性がない形で会を行いましたでは、外環本線の場合はそうだったのですが、私たちが、はっきり言ってただ利用されているだけだと。ただ、意見を聴きましたということ、報道・新聞にのせられたら、外環本線のときもそうでしたが、住民は反対していたわけです。ですが、それを見た人たちは意見を聴いたということだけ知らされ、住民もオーケーしたんだと。これは会の意義から反するし、こういうことでしたら、この会を辞任して出たいくらいです。そういったこちらの態度も決めたいのです。

(系井)

私は代表として、積極的に応募しました。なぜならば、市を代表してもいいだろうと思うくらいに情報はもっているつもりなので、応募しました。ただ、武蔵野市民全体の意見を本当に持っているかといえばそれは嘘になるので、他の方々が私の持っていない情報で代弁できるであろうと。

私も、こういった会を開いてきましたが、いろいろな制約を受ける中で、少なくとも今回の形でやるのであれば、最低 30 名は必要かと。30 名くらいいれば、必要性の論議、あるいは、あり方としての論議もほとんど網羅できる意見を集約できるかと思います。もちろん、その場合は 2 時間でとは区切ったりはしません。意見があるだけ聞いたり、アンケートとか、グループインタビューなど、いろいろ含め 30 名となるのです。20 名くらいの根拠が示されていないが、根拠はなんでしょうか？教えてください。

(司会)

今の意見で何かございますか？

(小林)

非常にこの問題は重要です。基本的には、この委員会に何を期待するのかをしっかりと次回にでも報告して欲しいです。ただ、20 名でも 30 名でも一緒だと思います。武蔵野市を代表できる数ではないから、これは私たちが武蔵野市民に対して、責任をもって望む会ではないと思っていますので。そこも含め、この会の役割はなんですか？ということをごきっちりとしていただきたい。それでもこの会の意味があるのでしたら、運営要領に関して意見を述べたいと思います。

(司会)

すみません、運営要領はこのあと、やりますので。

(小林)

資料1ですか？わかりました。

(佐野)

今回の「話し合いの会」への参加人数に関してですが、20名となっています。会場の都合があるかと思いますが、私は今回の募集をチラシで見まして、私のような子育て世代は今回のような会にはなかなか参加できないので、出れる機会があればと思い、応募し、受かったのですが、いただいた資料で、応募人数が結局トータルで30名しかいないと知りました。つまり、関わろうという人がごくわずかなので、30名または、今回なら参加したい方、全員で良かったのでは？と思いました。また、この会自体の位置づけというのも、設置要綱で資料1から、計画案に関する意思決定の場ではない、意見交換の場と明記があるので、意見がある方は意見を言う、聞きたい方は聞くといった、公開の場とするといったことからずれているのでは？と思います。テープも撮らない、とおっしゃっていたのですが、開かれたと言う意味では、決定の場ではないのでしたら、むしろ全てを開いて広く意見をとりたくらいだと思います。

(司会)

それでは、今の構成員の問題、意見の取り扱い、話し合いの会に期待するもの、役割について、東京都から。

(土屋)

今回の募集にあたって、皆さんの住民の代表という意味合いでは考えておりません。むしろ個人として、どうお考えかということで考えております。この会につきましては、意思決定の場でないということをお願いしております。それから、人数に関してですが、最終的には運営要領の中でも、もう少しあとの段階であるかと思いますが、都として外環の2の計画として、全体的なとりまとめにあたって、ここの場の意見や別の場の意見を踏まえていきたいと考えております。この場の人数について、20名の根拠は？とのことでしたが、数字的には具体的な根拠ということではありませんが、おおむね会場の都合等もあり、会議そのものが全体として2時間と想定の中で、皆さん一人一人がご発言をされるといったことを踏まえたことで20名くらいが妥当ではないかと判断したわけです。それから、もちろんこの場で意見をお聞きするのは20名と限られた人数でありますので、この場とは別に他の方々からの意見を聞く場を別途にある段階でもうける必要があるだろうと思っております。

(糸井)

二つありまして、先ほどの小林さんの意見ですが、20名も30名も変わらないということでしたが、これは全然変わりますね。小林さんはこういったご経験はあるのですか？

(小林)

ありませんが、そういうことを抜きにして、30名ってことは30分の1なんですよ、発言時間が。

(糸井)

それはやり方がいくらでもあるのです。もう一つは時間やスペースは最初に決めるものではなく、目的を達成するためにどういうやり方、スタイル、枠組みがよいか決めるものなんです。したがって、今回の集まった目的は、外環の2の必要性及びそのあり方を議論して行おうとしているのですよね。で、私たちは単に意見を聞いて欲しいということだけで来ているわけではないのです。こちらの意見を計画の中にきっちり反映して欲しいということで意見を言うのです。単に意見を聞いてもらうだけでここに来ているわけではないのです。その辺をご承知ください。

(司会)

それでは、その次の資料2、資料3でご意見のある方は？

(小林)

できるだけ発言は公平に委員の方に回るようにしていただけませんか。

(糸井)

意見がある方が手を挙げているんだから、あなた駄目だよ。

(西村)

発言は短くしなければならないと思うのですが、この構成については腑に落ちません。20名とおっしゃっておりますが、そのうちの6人は行政の方なので、濱本さんもいれて住民側は14名なんです。やはり、20人の中の住民側14名、行政側6名との形が、今までやっていたみたいにこちらからの質問にたいして、お答えいただくという関係なのではないでしょうか？といったことで、構成や今後のやり方に関しては、やっていく中でわかるのではと思いつつ、非常に疑問に思っており

ます。

そのことと、設置要綱と運営要領案の両方に関わっているのですが、議事要旨を作成となっているわけですが、議事録を作成していただきたいと思っております。私自身は、名前が出ようがかまわないのですが、議事録は事務局の責任として作成していただきたいというのが要望です。

(司会)

他にありますか？

(河田)

構成について申し上げたい。地域住民にプラスコミュニティ、P Iの委員これはいいのですが、行政の人が事業者、道路を作る側の方も入って6人いる。行政の方はなにをされる、どういった役目をもってこの会の構成員としておられるのか？

質問があったり、それに対する答えを用意するのは事務局がするとなっています。すると、そこにおられる6人は住民と一線を隔した何かがあるわけでしょう。何をされるのか？というのが、一つ。ですから、先ほど地域住民がスペースの都合等で30名にしたりとかありましたが、逆にそういった6人はずしてしまえば、30人になってもどうってことはないかと思いますが。

二つ目に、司会者を東京都が皆さんに諮らなくて決めることができるで本当にいいのか。東京都、武蔵野市側のご出身というが、司会というのは、議長の役割を考えると、地域住民のなかから選出されるのが、正しいと思うのです。構成員以外のところに司会者を置いて、東京都が専断的に決めてしまうこと、そこは理解できません。こう申し上げるのは、前回ありました地域P I、あの総合司会は、どんな役割を果たしたのか。検証されたのか。住民から見るとまったく有害無益なものとして正当なP Iに成り立たなかった一つの原因が司会者を設けるといった制度に問題があったのではと私は理解しているが、あなた方はどう思ったのか伺いたい。

(司会)

議事要旨の作成の件、行政の6名の役割、司会者の決定方法、この3点を東京都から願いたします。

(事務局)

議事録を作成してくださいとのことですが、議事録をすべてとなりますと、膨大な量になってしまいますので、ここは発言の要旨を取りまとめて議事要旨として

公表してまいりたいと考えております。

(土屋)

二つ目ですが、先ほどの議事録の件ですが、公表をまとめるにあたって事務局である程度まとめて、事前に皆さん方に目を通していただき、公表とさせていただきたいと考えております。

行政は何をするのかというのは、行政は個人として参加はできませんので、所属する組織がある意味では代表するということですから、行政組織としての考えを述べさせていただくということになります。

司会者については、今回は、武蔵野市で行うにあたって市の状況等に熟知している方が適任であろうと、井上さんをお願いしたということです。地域住民から選ぶというのも一つだとは思いますが、具体的に事務局としては、誰がよいかというのがわかりませんので、そういう意味では、市の状況に熟知しているといった観点で選ばせていただいたということでございます。

(西村)

議事録を是非、作っていただきたいと思います。

速記録でなく、流れに沿って全部です。

(司会)

今、議事録を詳細にとのことでしたが、概要ではなく、詳細として、公表して欲しいと。

(西村)

要旨でまとめる場合には、経験から言って、会議の記録やその後のことについて、ちゃんとした資料とはなりえないと思うのです。資料として、お使いいただくというときには、議事録が必要だと思います。

(古谷)

本線のときの会議では、何々についての話がでたというまとめかたをされたのです。つまり、私たちはどういう理由で、どういう問題について質問をしているか、その資料を出して欲しいといったことが一切、ありませんでした。概要をまとめるのは

その方の主観が入ってきます。で、それをこちらが見て、手を加えることとなると、さらに大変な時間がかかってしまうと。ボリュームが大変なことになりかねないと。見せてくれるのは外環本線の時にはなかったことなので、その意味では

一步前進していると思います。まとめてくださる事務局自体が、住民側ではないので、そちら側の主観が入って客観的にやったださると思いますが、主観でもって概要はできてしまうのです。ですから、発言を記録していただきたいのです。

(司会)

今の提案は、あくまで概要ではなくて議事録に全部公表すると。事務局はどうですか？

(事務局)

主観が入るといったことですが、事前に確認をしていただいた後の公表といたしますことで考えております。

(大島)

議事要旨を作成された上で、それを私たちに確認の上、公表するといわれますが、その方が大変ではないでしょうか？それだったら、当初から記録されたものを不適切な表現等があれば、そこは修正したとしても、書き起こして議事録にした方がよろしいのではないかと思うのですが。

(司会)

議事録を全部ということですね？でも、公表する前には本人への確認は必要になるかと思いますが。他に意見は？

(佐野)

議事録の件もですが、この会が始まる際に、司会の方が、マスコミの方に向けてですが、撮影と録音を禁止とおっしゃっていたと思うのですが、公開するという事で要旨を出すにしても議事録を出すにしても、この場で行われたことを、今日この場にこられなかった方にも、そのままを伝えないといけないのかなと思います。録音ができないとなると、この後要旨の確認と言われても自信がない部分もあるので、録音は可能として、要旨を回すのが良いと思います。

(司会)

録音可能っていうのは、どの範囲までってことですか？例えば傍聴者の方が録音というのは、問題があると思います。あくまでも会議を取材される東京都側でそれを録音するといったことでしょうか？

(佐野)

私の個人的な意見では、聞かれてはまずいようなことを言う会にはならないと思うので、そういう意味では、特に後ろの方に撮っていただいても新聞に載っても、誰かを中傷するようなことでなければ、この会をもっと高尚なものに引き上げていけばかまわないのでは、と思いますが。何か問題があるようなことなんでしょうか？経験があまりないもので、兼ね合いがわかりません。

(事務局)

記録につきましては、録音はしておりませんが、一応、記録を専門でいますので全部はとっております。全部示した方がといった意見でしたが、全ては記録したものは、長い文章になってしまいますので、それを公表で、窓口で見せたりするのは、大変なことだと思いますので、そこは概要ということで一枚や二枚でまとめてしまうことではなくて、ご発言した趣旨はしっかり記録させていただいて、見て確認していただき、取りまとめていくようにしていきたいと考えております。

(河田)

紙の枚数が多くなるとか、手数が多いかということをおられますが、民主主義の根幹はなんだと思っているのですか？こういった会議を公開で皆さんに知ってもらおうと、話し合いをするというのが、民主主義の根幹なのです。どちらが大切だと思いますか？紙の枚数だとかそちらのほうが大切ですか？私たちは何回も市議会等、経験しているが、議事録をとらない会はないのです。それともう一つ、要旨を読んでも会の雰囲気は全然読み取れないのです。やはり、誰がこういった発言をしたか、そのあと、また誰がこういった発言をしたと、そういったことをずっと読めるから、自分が会に直接いなくてもこういった会の進行がなされたかとわかるわけです。そういうことをこの会はやりながら、公開の原則を守りながら、やっていきたいと思っています。したがって、議事録はしっかりと作成していただきたいと思っております。

(司会)

今の提案ですが、P I協議会のほうでも、まずは議事要旨をだして、次のP I協議会に出す、その後に、議事録を確認して、公開するといった形があります。これも一つのP Iの流れでございますので、そのような形で東京都のほうで考えられないでしょうか？

(糸井)

その議事録を出そうと作成するしないは、設置要綱の中身について話し合っている

わけですから、本来、意見というのはこの中でやるのではないですか？東京都の意見を聞いてからってことですね。わかりました。それは当然、P I 検討会でも散々、検討して経験していますから、きちっとしたものを出していただきたいと思います。

(司会)

他には？

(香月)

今、議事録の作成について、こちらで速記で行っておりますので、その取り扱いについてはどうしていかってことが議論だと思います。それにつきましては、事務局が運営要領案として、枚数とか閲覧とかありますので、30 枚や 50 枚だとダウンロード等で結構時間がかかったりもしますが、この会議で議事録は公開するべきだとなれば、そういう方向でと。ただ、確認していただきたいのは、お名前が入るというのがあるのですが、全員の方の確認をしたいと思うのですが。誰が何をいったというのが事細かにでますので。議事録でも先ほど意見がありましたように、あ～とかう～とかは省いていければと思いますので、その辺も含め話し合いをしていただければと。

(司会)

議事録の公表とお名前は公表するといったことでよろしいでしょうか。
それでは、そのような形で進めさせていただきます。

(濱本)

資料 1 のところで、設置目的でいろいろ議論がありましたけども、一番疑問に思うのは、これっていいっぱなしで終わってしまうのですか？そんな会合はやらないほうがいいのでは？武蔵野市の意見を受けたまわってお帰りになるのだけでは、議事録だとかどうこう言っていますが、そうではなく、なぜ必要なのですか？なぜ住民は白紙にして下さいと言っているのか？住民の生の声を聞いた上で、できることなら答弁できることはこの場で答弁をしていくような形で皆さん方来ていただいているのだと思います。そのために、東京都はじめ国の方も二人入って、武蔵野市の問題については武蔵野市の方が答弁をするってことなのではないですか？そうでないなら、人数ではないけど、6 人は出てもらって、住民 6 人の追加で 20 名で行えばいいと思う。ですから、基本的に、一つは何をこの場でやるのかともう一度検討していただきたいことと、それから、委員の人数ですね、役人の方は入るのか入らないのか？これはここで議論できるのなら、妥当だと思うので、司会者の方取り計らってください。

(司会)

会の目的、意見の関係、行政側の構成員この3点の件で。

(土屋)

まず一つ目は、この場のとりまとめ、聞くだけかというご趣旨のご発言かと思いますが、全体の進め方だとかのなかで、入ってはいるのですが、この話し合いについては、一応、今回の募集にあたりまして、おおむね一年と公募をかせさせていただきました。そういった中で、おおむね一年のなかで、一定のとりまとめをしていくと考えております。ただ、この会の存続等については、その時点で、改めて、皆さんからご意見をお受けしようと思っております。行政側のメンバーにつきましては、いずれにしましても、これからする議論のなかで、行政側としての考え方等について発言する場が出てくるかと思しますので、全体で6名ということで参加させていただいておりますが、そういう趣旨で、参加をしているということでご理解をいただければと思います。

(黒木)

今の答えがいまいちよくわからなかったので、質問させていただきます。濱本さんがおっしゃったのは、例えば中間を報告だとか、最終の報告を出すのか出さないのかとか、そういったことを聞いているのでは？と思ったのですが。一年間もやるのであれば、半年が終わった時点で中間の報告を出すと、で、終わったあたりでまた報告を出すみたいなことをやらないのかってことを聞きたいのですが。

(土屋)

途中でというのは今の段階で、考えておりません。おおむね一年のところで区切りをつけるという意味で、それまでのとりまとめをするということで考えております。

(糸井)

今と関連しますが、全体で意見を申しますと、設置目的はずっと読んでみますと、上から四行目までは、経過を説明しているんですね。それから、その次から東京都の思いですね。まとめていくこととしたというのは。その他の三行は会議をつくるということですね、会議を作ることが目的ではないわけですから、濱本さんが言われたように、この会は何のために作られたのかっていうのを、見ようとすると、20文字くらいしか入っていないですね。もっときちっと下から三行目の一環として地域住民の意見を聞くため、というのが目的のようなところですね。そのほか、何も目的のようなものが入っていないです。だから、濱本さんが言うような質問も

出てくるし、黒木さんの質問も出てくるし、それは当然のことだと思います。これで、ちゃんとした目的とした文章になっていますか？なっていませんよ。少なくとも意見を聞いて、都市計画に反映させるといったことが入ってなければ何の意味もないではありませんか。その一行を最低、入れてください。プラスアルファ、その今言った意見に対し、反映しそのフォローをどうするかといったことも含めて、もう少し全体の文章をきちっとしていただきたい。それから、第 2 条は先ほども人数を最初に言ったので、あまり、言いませんが、都市計画、皆さんの計画が出されると、ほとんどが担当部署だけのデザインですよ。環境アセスなんかの環境局やなんかの問題がほとんど入ってこない。それは国も一緒ですよ。生態系がどうなるかを聞いたってほとんどわからないし、どう対処するかもわかってない。だから、そういうようなことも含めて、人数割りをするっていうのは必要だと思いますし、東京都の二人っていうのは、建設局の人たちだけですよね。ここで言っているのは、違いますか？あと、都市整備局だけです。建設局、環境局とかそういう情報はどうやってとるのか、今までの P I 検討会でいろいろ他部局の質問をしても返ってこないという事例がありますので、そういうことを懸念して私は人数をもう少し多くしたいと申し上げているのです。それから、第 3 条の事務局ですが、四行目の武蔵野市及び国土交通省は事務局に協力し、というのは、これはなんですか？話し合いの会に協力するのではないのですか武蔵野市は？市民が参加している会に。これはどういうこと？おかしいのでは？それから第 4 条については、議事録の話で先ほど出てましたので、特にありませんが。今、申しあげた点についてお伺いしたい。

(司会)

設置目的・他部署の参加・事務局、この三点について。

(土屋)

まず、目的の部分ですが、三つ目の段落で地域住民の意見を聴くため、となっていますから、その前にその一環としてということで、その上の二つ目の段落のところで、地上部街路の必要性、あり方について広く意見を聴きながら検討を進め、とりまとめをしていく、この一環として、住民の方々のご意見を聞くということで、説明をしております。それから、他の部署も参加をさせるべきでないかということで、そういう意味では、行政のメンバーをもっと増やせという、ご趣旨なんでしょうか？

(糸井)

例えばとしての 30 人の根拠を申し上げてる。そういう情報も必要ですねと。だから 20 人では足りないとおっしゃっている。

(土屋)

今後の話し合いのなかで、それに関わる情報等についてこの場で必要だということが、ございましたら、その時点で我々としましては情報収集等をして、ご報告等をさせていただきたいと考えております。それから、事務局のところで武蔵野市及び国土交通省が協力をするという文言になっておりますが、たとえば、今回の会場のセットだとか、そういったことに一貫して協力をしていただくといった趣旨で入れております。そういう意味では、この会の全体のなかでも、協力をお願いして、参加等をしていただいていると考えております。

(糸井)

事務局というのは、東京都の事務局でしょ？だから、市民の意向だとか、ぜんぜん伝わらない。事務局の構成に市民を入れるとか、武蔵野市の外環道路特別委員会の市議を入れるとか、客観的な事務局の構成はつくれないんですか。

(土屋)

事務局を我々東京都の方でということで、この中で謳っておりますけども、我々としては、その皆様に期待に沿えるような形で、努力をしていきたいと考えております。その中で先ほど、少し触れましたように、今後の話し合いの中でいろんな我々がお示しする資料だけでは、足りないだとかということが出てくるかと思えます。それについては、可能なかぎり我々として、対応していこうと考えております。

(小林)

今までの議論を聞いてますと、この会は何のためにして、何を目的としているのかが、わからないから、やはり好き勝手な議論が出てくるのですよ。それにいちいち答えていたら、事務局は答えられないですよ。だから、この会の目的を本当に今すぐに答えてもらわなくてもいいですので、次回にこの会に本当に何を求めているのか？そして、本当にこの会に外環の2の賛成なのか反対なのかを求めているのか、そういうのも含めて、この会に対して求めているものは、こうなんですというのをはっきりさせてください。もう一つは、設置要綱はこれは案がないですよ？それから募集要項も案がないですよ、資料1、資料2。運営要領は案がある、案があるってことはこの会のメンバーに聞くのは、運営要領だけなんですよ、普通の常識から言えば。設置要綱、募集要領は主催者側が決めた話だというのが普通の議論をする運営の前提ですよ。私は、運営要領についての意見を言おうとしていたわけなのですが、設置要綱について出てきて。その辺、事務局としての主体性はなんなのですか？しっかりしていただきたいと思います。

(司会)

それでは、資料3の運営要領について・・・

(河田)

先ほどの提起した事項について、まだ二つ残っています。議事録の件については決定しましたので、いいですが、構成員の件で今までこの10分か20分の議論もまったくわからないのですよ。司会者は、東京都事務局に答えなさいといいながら、東京都出身の行政職に話を聞いているんですよ。土屋さんは事務局ではないですよ。委員なんですよ。この表を見ると委員になっているのです。そのところが私自身、頭の中がごちゃごちゃになっているのです。東京都は、特に推進する事業者なんですから、事務局は東京都で勉強したいいろんなデータを提供するという立場にあると思うので、やはり、土屋さんは事務局のほうに入るのがこういう検討する会の形としては、当然の形だと私は思います。あとは、国の委員もいらっしゃるし、市の委員もいらっしゃるんで、皆一緒なんですけど、こういうふうに東京都のデータを出すといったときに事務局が東京都のデータを探してもってくるのか、土屋さんが出すのか、これではわかりません。でも、会議資料を用意したり、出したりするのは事務局なんですよ。東京都出身の委員の方ではないですよ。委員というのは、皆さんと一緒のレベルで、客観的な議論をしましょうといった立場に本来なければ、私はおかしいと思います。そこについて、先ほどお聞きしたのですが、全然答えがないので、申し上げました。

もう一つは司会者についての審議が、全然止まってます。その二つです。

(司会)

事務局のほうから、今の2点について。

(事務局)

事務局の役目としては、運営要領にも書いてありますとおり、東京都として資料を作成して皆さんにお示しすることが役割だと考えております。

(濱本)

先ほど、申し上げましたが、東京都とか国とか武蔵野市の職員がこの委員になってしまうと、今いったような問題になってくるのです。ですから、失礼ですが、土屋さんとかそこへ並んでおられる方は、事務局兼委員なんですよ。それで、資料は土屋さんや香月さんが指示のもとで事務局が出すのだと思います。そうなってくると、やはり委員っていう形でなくて、主催者側ということで答弁するようになってくるわけですよ、常に。だから、土屋さんのほうから発言して、発案することは全然出ないわけですよ。我々はいろいろ意見を言うけども、皆さん方は常に守りの形に

なっていますよね。簡単に言えば。だからそういうことであれば、今言われるように、委員としての立場はないのですよ、国も。国が委員になって何を発言するのでしょうか?発言できませんよね。何も今はまだ。武蔵野市も。武蔵野市のお二人も委員ならば、住民と同じ意見をいえますか?言えないと思います。それはある程度の幅があると思うのです。そういうことであれば、そちらの6人の方はもう少しどういう意味で委員となられるのか、基本的な問題だと思います。それから、司会者の件について述べます。司会者はこの場で司会者が出てくるとは思わなかったのに、司会者とはこういう要項だとか、全部終わったあとに、本線に入ったときに初めて司会者が紹介されて、やるべきであって、これを井上さんにさせるとするのは、大変な、とんでもない話なんです。話し合いの会の目的、約束ごとなど会の趣旨については東京都の課長さんなり、課長代理さんがやるのが普通なんです。主催者が行くべきところを井上さんが行ったから、最初から司会者がどうのこうのと言われることになってしまうのですよ。選考の仕方は間違っていないと私は思いますが、そういうところは、分けて話してやらないと司会者の人もかわいそうだと思いますよ。

(土屋)

東京都が事務局となっているので、そう意味では私の立場というのは、両方兼ね備えるということになるかと思っております。あと、設置要綱、募集要項につきましては、内容について我々のほうで決めさせていただいたと。その上で公募とさせていただいたということでもあります。ただ、運営要領については、この中での具体的なやり方についてですので、これについては皆さんのご意見をいただきながら、決めるべきところは決めていければと考えております。

(香月)

先ほど、質問のありました、会の目的とか今後の流れ方というのは、今は運営要領で止まっているのですが、その後の第1回武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会という形で、資料で用意してあります。そこでご説明しようかと思っていたところですが、その辺を一回話してから、あわせて議論していただけたらいかがでしょうかと思うのですが。

(井部)

今までの議論を承っていますと、これは本来、この会の運営することを話しているわけですが、国がやった課題検討会、P I会議とっていましたが、あれはですね、準備会をやって、かなり丁寧に会の運営の仕方をやっていましたよね。準備会は数回しまして。で、今度の東京都のやり方は、どう考えても最初から設置要綱、運営要領を作って、ピラマイド、人数の範囲も私のほうで、もしもこういうことをやるのであれば、もう少し多いほうがいいであろうというご意見も糸井さんからも出て

いますけど、本来、今日のような会は、この会を話し合いの会を行う前の準備会としてやっておかなければならない会だと思うのです、丁寧にやるとしたら。課題検討会のときは、和田さんもおいでになってますが、私どもは返事をしてくれといていまして、意見を聞く会であって返事をする会ではないということで進められたんだが、そういう単純な会でも、あれだけ時間がかかったわけで、今回は話し合いの会で、十分東京都のほうから意見を言われるのでしたら、もっと会の作り方、構成の仕方、運営の仕方を丁寧にやっていったほうがいいと思うのです。最初からボーンとやって、それでここに集めて、もちろん、傍聴の方もおられるわけだけど、傍聴の方は構成とか運営について、このような話を聞きに来ているのではないと思うのです。やはり、中身のある、この先の議論を聞きたいということで来ているのです。そうであれば、この辺をもっと考えなおして、公開できるような形にして、もう一回仕切りなおして、始めてはどうですか？

(司会)

今の意見は、市民の意見を聞いた上で、この話し合いの会をやるべきではないか？準備会等も含めてやるべきではないか？ということですが。

(土屋)

昨年行った会の話も聞いてはおりますが、その中で、今回の話し合いの会にあたっては、実質的な話し合いの時間を確保すべきであろうと。そういう意味で設置要綱の部分だとか、募集要項については、我々のほうで決めさせていただいているということでございます。

(佐藤)

この会の公募できたのですが、先ほどからお話を聞いておまして、基本的に今回の外環は、私が120歳くらいまで生きてないと日の目を見ないと思っています、やるとすればですが。で、P Iのときから様子を見てきたのですが、P Iの構成も苦労されていたと思いますが、誰も責任をもてませんよ。今日来ている公募のメンバーも誰も責任をもてませんよ。我々が言ったことをあなたがたは責任をもって回答しますか？しないですね。正攻法のやり方をやっていないのですよ。ここにチラシがありますが、都議会で自民党は大敗したからスケジュールにのっとった説明会をやめちゃったと。こういう公共事業で最初、一番大切にするのは、事業説明会なんですよ。武蔵野市は13万人強いますけど、西のほうは反対していないのですよ。ましてや前の市長も反対してないし、今の市長は反対してるかわからない。市議会も反対してない。こういう状況のなかで、私は5丁目で策定区域から40mくらいのところですが、それは今日、直近の方も来ていますが、これは大変なこ

とだと思えます。したがってこの策定区域と、緩衝地域両サイド 20mに全部に通知をして、体育館などを借りて事業説明を行ってみてはどうか？そうすれば本当の地域の声が聞けます。ずっとやってきて、何も進んでないですよ、この会は。あなたは先ほどこちらの方が言われたように、進んでいると思っているのでしょうか。錯覚しているのですよ。何にも進んでないです。こんなものではないでしょう、この事業は。私も経験してますから言っているのですが、大変ですよ。たとえば、大深度も 20 年かかりますよ。43%の買収があるんです。外環の 2 は 100%全部買収なんです。これ 20 年かかります。こんな仕事をやっているのですよ、あなたたちは。それで説明会でぶっつけて、大勢きてくれれば御の字ですよ。誰も来ない場合は、そのときは皆さんはやめたらいいのですよ、この事業を。あなたたちやめても責任とらなくていいですよ。そこまで考えてやっているのですか？本来、自己満足でやっているのではないですか？私の経験上からみると、ばかげているんですよ。まず、これでは絶対に収用委員会いったら、負けますよ。ルートの変更から始まって、二転三転。正攻法でやりましょう、土屋副参事。やるなら事業説明会をぶっつけなさいよ。そこからやらないと我々は責任をもてませんよ。公募できたのは、孫子にじいちゃんばかなこと賛成したなって言われたくないからですよ。わかっただけですか？だから、設置目的、構成も事務局もなにもないんですよ。正規のやり方から外れているんです。だから、濱本さんが長年苦勞してきたけど、P I 協議会でやった結果を誰も責任持てませんよ。一番困っているのは、策定区域の人たちなんです。それを忘れては駄目ですよ。

(司会)

運営要領について先ほどの傍聴の方の件もありましたので、運営要領につきましてご意見、ご質問等をお聞きしたいと思います。一つは、第 3 条の傍聴は、というところでございますけども、武蔵野市民は優先的にし、他地区の傍聴人については、会場等の都合により、という話がございました。まずは、この点についてお伺いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか？

(河田)

議事進行についてだが、あと 9 分くらいしかないのですが、今日の段階で、運営要領に入って、どこまでやっていけるか、どこまでやるつもりで入るのでしょうか？8 分でやったところで、今日は打ち止めで次にまわすといったつもりで入るのですか？私の提案は、今日は議題の 1 と 2、まだ終わっていないが、先ほど質問したのに対して、ちょっと答えらしきものは出してもらったけども、全然私は納得していませんし、皆さんの審議も終わってないのに、要領案にはいろいろかと。しかも時間がこれしかない、いったいどういった勘定をして、司会は次の議題に入るつもりな

のでしょうか？教えてください。

(司会)

先ほど、東京都の方から、設置要綱、募集要項について募集時点でのそういった形で、これを作ったということ。それから、今日の委員でいろんな形でご意見をいただきました。特に設置目的についてのご意見の反映とこれについては、回答があったものと思っております。ただ、これを直す時点でまだ、直してございませんが。それと、構成員につきましては、今のところ、これでいくんだということでした。

(古谷)

目的がはっきりしないから、決まらないんですよ。

(司会)

今回に関しては、資料 1 と 2 だけで回答が不十分だということもございますので、もう少し議論をしていきたいと思えます。

(濱本)

このまま、時間切れになってしまうと、またオーバーしたとしても、議論が止まった場合に、次回の傍聴者は全然、今の要領(案)でいきますと、傍聴できなくなります。だから、傍聴の話だけでも決めておかないと駄目だと思うのです。で、だから、その後の運営要領等は次回にでも、いつでも結構ですからこの件のみ、本日決めてください。

(司会)

それでは、運営要領の第 3 条の傍聴は武蔵野市民に限り可能とする。ということでございますけども、傍聴は武蔵野市民を優先とし、会場等の都合等により、人数の余裕があるときには、他区市の傍聴も認めるといったような形で、そのような趣旨のなかで開催するということによろしいでしょうか？ご意見があればお願いします。

(田徳)

それで結構だと思いますが、私が冒頭で言った条件も明記していただければと思います。

(司会)

田徳さんが申されたのは、第 2 条のところに運営を妨害のところに構成員、傍聴者を加えますので、これと、退場という問題がありますので、それを付け加えるといった形でお願いしたいと思います。

(西村)

今、井上さんがおっしゃった言葉のなかで、ちょっとしたことなんです、会場の都合などにより、余裕があれば市外も認めるといったことではなくて、武蔵野市民を優先とするが、会場の都合等により、人数を制限することもある。いずれにしても、私たち全員の意思としましては、できる限り、傍聴の方々を受け入れる。たとえば 100 人来てしまった場合などは制限をするといった、特に余裕があれば、市外の者もといったことは、制限しすぎだと思うのです。今の様子から見て、よほどのことがない限りは、そんなに溢れるほど来ることはないと思うので、武蔵野市民を優先とする程度で傍聴のことは書いて欲しいと思います。

(司会)

武蔵野市民を優先し、ただし会場等の都合等により、人数は、制限する場合もあるって話ですよ。そのような形で宜しいでしょうか？他の皆さんはどうでしょうか？一番先の話で宜しいですよ？

(西村)

皆の意思としては、できる限り受け入れるという共通の合意はありますよね。

(小林)

不規則発言には厳しくあたっていただき、できるだけ受け入れること。あと、できれば会場もここにしたい。

(司会)

要望ですね。

(小林)

そうです。そうすれば、十分に傍聴の方もいることができるかと思います。

(司会)

それでは、要領の件につきましては、次回他のところを行いたいと思います。残り時間が少なくなってきてますが、資料 1・2 について、他のご意見があれば伺いたいです。

(佐藤)

先ほどもお話ししましたが、この会は、この状態で何回も続けるかもわかりませんが、東京都の方は、月に1回や2回、定例会議、局長含めてやると思うのですが、我々の意見を謙虚に聞いていただいて、それを全部報告されて、事業者側の意見として、我々のほうに正直に話してもらえるのか、どうかを聞かせてください。

(司会)

この話し合いの会での意見の反映といったことで宜しいでしょうか？

(佐藤)

反映ではなく、我々に正直に話し合いの会の結果報告をしてほしいと。

(司会)

この話し合いの会の結果について報告するということですね。

(土屋)

話し合いの会の内容につきましては、我々の上司のほうに伝えるといったことは、間違いはございませんので。

(古谷)

その日、何をしゃべったか、確認がないまま終わってしまって、調査しませんでしたそのまま放っておかれたのが外環本線なんですね。PIなんです。という点では事務局のほうから、今日はこういう形で報告しますと、ポイント等、まとめて、会議の終わりに必ず確認していただきたいのです。宿題はこれですといった形ですね。

(田徳)

私もそう思います。それで、たぶん会議が混乱したのも、最初に会議のゴールが明確になっていなかったからなのでは、と。最初に「説明をします」「意見をもらいます」といった。ここでは次第としか書かれていないので、そこが明確ではなかったと思います。最初に、何を話して、何が決まれば終わりなのかを明確にするのと、どういう意見があがってきて、どれにどう答えて、どれが宿題事項なのかとして持ち帰って、次回なのか別途連絡をいただけるのかという、議事録、要旨だと思っんですよね。そういうのを出していただけると、皆さん意見がまとま

りやすいのでは？と思います。皆さんそれぞれの理解の中で、思いのたけをしゃべってしまっているのです。それで、もちろん、まとめる側も大変かと思いますが、最初のおさえどころと何が決まったのか、何が持ち帰り事項なのか、しいて言えばそれがいつまでに答えられるか、というのを出るといいかと思います。次回やるときは、宿題事項はどうになりましたか？というところからスタートすれば、いいかと思います。

(司会)

事務局、今の意見に対して、どうですか？

(古谷)

十分まとまりきらないかも知れないが、確認しておけばよいと思う。

(事務局)

会議の終わりに宿題になっているのは何かとか、何が決まったかというのを取りまとめることにつきましては、基本的にはそういった取りまとめをするようにしてまいります。

(糸井)

2時間ではすまないと最初から思っていたし、前にも意見を出していたと思うし、P I 検討会するときにもそういうことは、事前に申し上げたにもかかわらず、全く私の言ったとおりにになりましたよね。やはり、もうちょっと私の意見も反映してもらいたい。

(西村)

この構成にう～んと思っていたが、一時間ちょっと話をした結果、これで皆さんは納得されたのでしょうか？東京都の方、国の方、武蔵野市の方、この6人の方が、こう中にいて、東京都の方が事務局と兼任しながら、やるっていう、これしかないんですよ。それで、皆さん納得したのでしょうか？私はやはりいまだ非常に不消化なので、次に目的が出てきたところで、多少消化できるか、あるいはこの問題はずっと引きづったままになるかわかりませんが、これは結構根本的に大きな問題だと思うのです。私たちにとっては、おそらく行政の皆さんにとってもだと思うのです。やはり、立ち位置がよくわからないんですよ。建設的ではないのですが、どうしても言っておきたかったのです。

(司会)

司会進行が不手際によりまして、非常に皆さんに申し訳なかったことについて、ここでお詫び申し上げます。時間も 9 時 5 分になりましたので、まだまだ議題は残っているわけですが、先ほどの委員の方から提案がございました次回につきましては、資料 3 の運営要領から行うという形で今日は閉会させていただきたいと思います。本当に不手際がありまして、申し訳ありませんでした。長時間にわたり、どうもありがとうございました。ぜひ、お気をつけてお帰りください。一番最後にまとめる意見、それに基づいた回答について、最後に事務局のほうから発表するのは次回から行いたいと思いますので、今回はこれで閉めさせていただきたいと思います。長時間に渡りありがとうございました。

(小林)

私、個人としては、それほど委員の構成などは気にしていませんが、この会の目的だけは、何を求めるのかゴールは何かをここだけは最低限クリアにしてください。

(田徳)

このミーティングのアウトプットと何のインプットか、次のつながりをフローで見せていただきたい。

(大島)

次回はいつですか？

(事務局)

いろいろ検討事項もあるので、11 月くらいかと。10 月から 11 月にかけて、会場等含めて日程調整をいたしたいと思います。

(田徳)

仕事があるので、この先何か月分の予定を教えてほしい。一年分とは言いませんから

(事務局)

会場等の確保のこともありますので、次回までの宿題ということで、検討したものをとりまとめて、そういったことも含め、調整させていただきます。

(西村)

今後とも、二ヶ月とか三ヶ月間隔で考えているのですか。

(小林)

二ヶ月に一回とかのペースでやらないと、決まるものも決まらないですよ。
二ヶ月に一回とかの基本は守って欲しい。

(司会)

前もって事務局から、委員の皆さんに日程等の調整をさせていただいて、最終的に会場等の都合もありますので、それで調整という形でお願いしたいと思います。

(黒木)

平日の夜はやめてほしい、仕事の関係があるので、出れないことある。検討して欲しい。

(小林)

勝手言いますが、私個人で言うと、この時間でないとなかなか難しい。

(田徳)

どちらかと言うと、決めうちしてもらった方が調整しやすい。みんなの都合でとされると、私は難しい。

(土屋)

今、ご意見をいただきまして、曜日等について、いずれにしても皆さんがすべてがあうというのは難しいと思いますので、ただ、日程等につきましては、司会者のほうから発言がございましたように、事前に一応、皆さんの予定をお聞きして、結果的にはその大多数の方々に合わせてという形でやらせていただきたいと思います。頻度につきましては、今、2ヶ月とかいうお話がございましたが、今回のところは、ある意味、今回の整理ということで、場合によっては新たに資料を作ったりする場合もございますので、原則としてということで、次回、当面の目途ということで、お示ししていきたいと思います。

(司会)

では、そのような形の中で次回以降、進めさせていただきたいと思います。
それでは、長時間にわたり、ご議論ありがとうございました、ここで閉会といたします。ありがとうございました。